

「北区児童相談所等複合施設基本計画住民説明会」

～ご質問・ご要望と回答～

令和4年5月26日

No.	種別	質問等	回答
1	児童相談所等複合施設の運営について	夜間にどうしても相談したい等、電話以外の方法等も含めて24時間の対応を要望したいです。	虐待通告189は東京都や先行区でも24時間体制で実施しています。北区においても虐待通告は同様に検討しているところですが、土日、休日等時間外の対応については、警察との連携を強化するとともに、引き続き先行区の状況を注視し検討していきます。
2		江戸川区の施設見学にいきましたが、障害のある子どもたちのケアなど良い取り組みをしていたので参考にしたいです。	北区も昨年江戸川区に視察に伺いました。先進的な取り組みをしている事例もありますので、北区としても、取り入れられるものは検討していきます。
3		虐待件数が5年で2倍になったとありますが数字に表れていない、実際はもっとすごいのではないかと考えています。虐待死が問題になっているし、児童相談所につながらずに子どもたちが死んでいってしまうのは耐えられません。24時間体制など警察との連携もとって、そういった事にならないように、いつでも受け入れられる体制にしたいです。	24時間体制について、都や先行区の189の電話も含めて北区も同じように体制を整えていきます。警察との連携も含めて、引き続き先行区の状況を見ながら検討していきます。
4	児童相談所等複合施設について	あそびのひろばや青少年の活動するスペースはどう考えていますか。	あそびのひろばは、0歳から3歳未満のお子様が親子で来ていただいで、ゆっくり遊び、子育てに困ったときなど、気軽に相談ができる場ですが、複合施設ではより相談しやすく居心地の良い空間となるよう検討しています。青少年の活動スペースについては、先行区の事例が多くはない現状がありますが、今後もどのようなものが良いか検討していきたいと考えます。

5	児童相談所等 複合施設につ いて	一時保護所の広さが1,110㎡とありますが、虐待件数も増え対応できないケースが多いと亡くなってしまうケースがあります。きちんと対応できる職員数や一時保護所の広さになっているのか教えてください。	1,110㎡の面積の中には、児童が生活するリビングや居室の面積が主となっています。複合施設内の連携施設として、適応指導教室の子どもと一時保護所の子どもが共用で体育館の使用も考えており、この面積を合わせると1,500㎡を超えるので広さは十分と考えています。また、職員配置についても、子どもの安全安心を守るための配置や人材育成を計画的に行っていきたいと考えます。
6		延べ床面積6,750㎡とありますが、5,000㎡の敷地面積に入りきらないのではないのでしょうか。	5,000㎡の敷地に300%の容積率で複合施設を整備するため、最大で3倍の15,000㎡の施設を作ることができます。今回の複合施設は6,750㎡を計画していますが、3階から4階程度の建物を建てるにあたり、オープンスペース等の敷地を含め十分な面積だと考えています。
7		児童相談所の職員配置の案が出ていますが、人員確保と職員の質の向上を意識して頑張ってください。職員の人材計画について、もう少し詳しく教えてください。	職員配置について、北区は令和4年度に15名の職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員）を先行自治体や東京都に派遣しています。令和8年度に向けて子ども家庭支援センターにいる職員も専門研修など行っています。引き続き計画的に先行自治体への派遣を行い、専門的な人材の確保育成に努めていきます。
8	児童相談所の 職員配置につ いて	職員配置について、77人と記載がありますがその中には会計年度職員も含まれると思います。児童相談所の人数の半分近くが有期雇用であることは、困難を抱えた子どもたちを支援することは心配です。	会計年度任用職員については、子ども家庭支援センターにおいても元児童相談所勤務経験のある職員や、元警察、元保健師、元保育園職員等が働いています。例えば、子育てをしたことのない経験年数が浅い職員などと、様々な経験を積んだ会計年度任用職員がペアになって一緒に保護者や子どもと面談することは年数が浅い職員にとっては大切な経験であり、会計年度任用職員の方々の力が引き続き必要だと思っています。
9		職員の配置について、専門職の心理士などは非常勤が多いと感じています。専門職として長く活動していけるように安定した常勤にしてほしいです。今回の説明会は勉強になりました。	特別区においては福祉や心理等の経験のある方の採用も行っており、常勤の確保にも力を入れています。

10	児童相談所の職員配置について	職員の配置について、都内でも人の取り合いになっていると聞いています。今まで仕事をしてきて退職した方の力を借りるのは大切ですが、正規を育てていくことが大切だと思います。	常勤の確保育成は大切ですが、会計年度任用職員の方の力も同様に大切だと考えています。引き続き、適切に人材の確保育成に取り組んでいきます。
11		子どもを主役で児童相談所を建設してほしいが、まちづくり関連の環境面をみると近くに高層マンションが建つとのことで、高層マンションが主役で子どもたちの方が副のように見えますがどのように考えていますか。	学校施設跡地利活用計画にて、児童相談所等複合施設の整備と併せて魅力あるまちづくりのための有効活用をする計画といたしました。どちらが主ということではなく一体的にしっかりと整備したいと考えています。基本計画は、都市計画で定めている地区計画を基に計画していて、その中に「教育、文化・子育て支援機能の充実を目指していく」と明記し、土地利用をしていくことといたしました。北区にとっては、子育て支援もまちづくりも大切なものと考えています。
12	赤羽台のまちづくりとの関連について	赤羽台の広い土地を民間に売ってしまうのは残念です。子どもの安心安全が大事といっていますが、豊かな人間性を育てるのは環境が大事であり、中途半端な施設にしてほしくないです。	この計画は平成30年から取り組みが始まっており、旧赤羽台東小学校施設跡地利活用計画については、パブリックコメント等を実施し決めさせていただきました。学校跡地は、区民の共有の財産であり大切であることは認識していますが、地域の課題はしっかり解決していく必要があると考えます。
13		計画の中で、土地が真ん中で分けられ、その半分に分譲が建つが、どれくらいの規模なのか、駐車場や駐輪場、何階建てになるのか教えてください。また、反対に建つ複合施設の日照が確保されるのか教えてください。	計画では、住宅だけでなく赤羽台の高低差の解消や新たなアクセスを検討するとともに、放置自転車の問題等の解決につながるようしており、それらも含めてまちづくりの課題解決になると考えています。何階建てなのかは、事業者に提案していただくところです。日照については事業者には計画条件を説明しており、それに沿うと「隣地での計画に圧迫感を与えないこと」と公募要項に記載し、採点方法も公開したうえで、その中で複合施設の土地や建物含めて適切になる配置を提案してほしいと記載していることから、圧迫する建物を提案する、そういう提案が選ばれる仕組みになっていないとご理解ください。

14	赤羽台のまちづくりとの関連について	敷地の使い方に関して、南側の予定地の事業者の公募にあたって過度な圧迫感や日照に評価を重きを置いていくと話がありましたが、複合施設検討するのに対して、共同公募の事業がどの配置で、こういったものが建つのか、不明なことが多い中どのような調整を図っていくのか教えてください。	複合施設のスケジュールは、令和4年、令和5年と2か年にかけて設計します。一方で共同公募の事業者が決まるのは令和4年秋頃ですので、それ以降十分調整ができると考えています。
15		民間に売るのはよくないと思います。日照権や高さなど圧迫感を感じてしまう。子どもたちだけでなく、環境が悪ければ、職員もやめていくと考えます。	各種計画に則り予定通り進めさせていただきますが、事業者が決定した後しっかり調整していきます。
16		木を使い温かみやなごみのある施設が良いと思いますが、隣接する高層マンションの影響を教えてください。	高層マンションについては、その環境の中でできる範囲で子どもにとって良いものを作るように配慮していきます。
17	常設の区民要望の場について	一時保護所の議論は多くありますが、学校の通学やスマホの利用等の子どもの権利についてどう考えますか。運用面については住民とともに常設の意見交換の場を作ってほしいです。	一時保護所での所持品や学校通学については、先行区においても様々な意見があります。以前の一時保護所は色々と制限がありましたが、先行区ではゲームができたり、子ども会議などを開催し、子どもが一時保護所のルールを作ったりしていると聞いています。 常設の区民要望の場に関しては、学校等の公の施設と異なり専門的な部分がある中で行政機関として検討する必要がありますと考えています。
18		アドボカシーについて、養成研修が始まると聞いています。その研修を受けて子ども達の支援をしていきたいと考えているのでそういった区民の意見を聞いて進める場を要望したいです。	令和8年度まで様々な検討をしていますが、今後運営指針を策定する中では、大学の教授等の学識経験者や弁護士、児童養護施設などの現場の人の意見を聞きながら、行政機関としての根幹となる運営部分をしっかりと決めていきたいと考えています。
19		区民の意見を入れてほしいです。詳しい設計図ができれば見せてほしいです。次にいつ説明会の場があるのか教えてください。	児童相談所は、専門的な行政機関ですので、学校の改築等で実施しているワークショップと同じように実施するのは難しいと考えています。

20	その他	<p>虐待件数の増加の要因はどこにありますか。</p>	<p>虐待件数の増加については、様々な理由がありますが、例えば報道等で痛ましい死亡事例もあり、区民の方が鳴き声通告等で通報する件数が増えたことが一つあると存じます。また、法改正で、例えば夫婦喧嘩などを子どもが目撃した場合、警察から通告があった場合なども心理的虐待としてカウントされるようになったことなどが考えられます。</p>
21		<p>説明会資料の8ページに連携図があるが、一般区民はどこに入るのか教えてください。地域の住民がベースにあると思うが、区民が外に出されているように感じます。</p>	<p>8ページの連携図は、要保護児童対策地域協議会の図になっています。こちらは区民の表記が無くて申し訳ございませんが、区民の方々の通告などがあった時に、関係機関が連携していることを示している図とご理解ください。児童相談所などの関係機関だけでは子どもを守るのは難しいと考えていますので地域の方とも連携をとっていきたいと考えます。</p>
22		<p>開設までのスケジュールで、令和5年度末までに設計が終わると記載がありますが、今後説明会の予定はありますか。</p>	<p>基本設計の進捗に併せ説明会の実施を検討していきます。</p>
23		<p>複合施設を整備することで、あそびのひろばと児童相談所が同施設となります。そこに来る子どもや保護者の方のプライバシーは保たれるのでしょうか。プライバシーの確保が課題だと考えています。</p>	<p>複合施設では、あそびのひろばの利用者や発達・障害の相談、児童相談所の利用等、様々な理由で利用する方がおり、ご指摘のとおりプライバシーに配慮する必要があります。整備にあたっては、区民が気軽に立ち寄れる施設とするとともに、動線等工夫しプライバシーに配慮していきます。</p>
24		<p>18歳以下の子どもたちが、新宿等の繁華街で遊んでいて、性産業の餌食になっている報道をみることがあります。その様な子どもたちを警察等が補導した場合は、18歳以下なら保護の対象になるのでしょうか。</p>	<p>18歳未満であれば保護の対象になると考えます。</p>